

令和3年9月17日

湯河原町立小・中学校の保護者の皆様へ

湯河原町教育委員会教育長

9月27日（月）以降の教育活動等について（お知らせ）

学校の臨時休業や短縮授業などの教育活動等につきましては、保護者の皆様方にお知らせしご協力をいただいているところです。ご理解とご協力に対し厚くお礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言に伴う神奈川県による緊急事態措置期間が令和3年9月30日まで延長されたことや本町内における新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえ、9月27日（月）以降の教育活動等について、次のとおりとしましたのでお知らせいたします。

保護者の皆様には、引き続きご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本日のお知らせの内容を見直す場合には、改めてお知らせいたします。

1 教育活動等について

令和3年9月27日（月）から9月30日（木）まで

午前中日課の短縮授業とする。

中学校における部活動は、原則実施しないものとする。

令和3年10月1日（金）から

通常日課とする。

なお、日課の詳細は、各校からのお知らせなどをご覧ください。

2 感染症予防対策への協力について

- (1) 不要な外出を控え、毎朝の検温などの健康観察とその記録の徹底等、更なる感染症予防対策の徹底を引き続きお願いいたします。
- (2) ご家庭内で児童生徒本人又はご家族に、発熱等体調不良の症状がある場合は、登校を控え自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するようお願いいたします。

3 相談について

登校等に不安を感じているお子様に対する出欠席については、柔軟に対応することとしておりますので学校にご相談ください。

問い合わせ先
学校教育課教育指導係
電話 0465-62-1100